

建設環境常任委員会会議記録（概要）

平成28年3月22日（火）

開 会 （午前9時0分）

**【議 事】**

○議案第28号「所沢市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例制定について」

近藤委員長

3月7日に引き続き審査を行います。

**【質 疑】**

杉田委員

手数料条例については、地方分権の進展と市民へのわかりやすさという観点から各種手数料条例を一つにまとめるという方向があったが、建築基準法関係については、対象が違うということで所沢市は2本になったと認識しているが、それでよいか。

轟文書行政課  
長

手数料につきましては、一本化した方がわかりやすいという考え方もありますが、市民医療センターや建築基準法関係の手数料など、分野が特殊で専門的なものにつきましては別建てで、証明書の交付など一般的なものにつきましては、手数料条例の中に組み込むといった傾向があるものと考えております。

杉田委員

他市の状況を再度伺いたい。

森沢 建築指導 埼玉県と特定行政庁市が12市ありますが、その概要を申し上げます。

担当参事 手数料条例で全て取り入れているのは埼玉県、越谷市、春日部市、新座市、熊谷市、久喜市でございます。建築関係の手数料条例でまとめているのは、川口市、草加市、さいたま市、狭山市でございます。単独条例で行っているのは、川越市です。上尾市は建築基準法関係条例と長期優良住宅、低炭素につきまして単独条例となっていました。マンション建替え法の法律については手数料条例に含まれていました。

杉田委員 まとめている方が多いと思う。前回の委員会の中で、手数料条例の別表として考えなかったのかという質疑に対して、当初そのようなつもりだったとの答弁があったと思うが、どのような協議の中で単独条例にすることになったのか伺いたい。

林財政課長 手数料条例につきましては、基本的には財政課の所管となっております。ただし、議案第36号のように単体で改正するような場合には、その所管の課が条例を改正する形になっております。

手数料条例の改正が2つ以上ある場合につきましては、いずれかの課が、担当する必要がありますので、その場合、財政課が所管となるという流れになります。今回、手数料に関する条例が2つ提案されるという連絡を受けたため、財政課が調整に入った形になりました。

その後、どのような形で条例化すればよいのかということについて文書

行政課と建築指導課で協議を始めたという経緯になります。

轟文書行政課長 協議におきましては、どのような条例のまとめ方がよいのか、一本化した方がわかりやすいという考え方もございますが、分野が特殊で専門性が高いなど、さまざまな手数料も増えてきておりまして、複雑になっていることから協議を行ったものでございます。

杉田委員 単独条例で提出した理由としては、どちらの考え方でなったのか。

森沢建築指導担当参事 建築指導課から単独条例ということでお願いしました。その後に、3部で協議して単独条例で提案することになりました。

杉田委員 分野が特殊であり専門性が高いということはわかるが、川越市と上尾市以外は、まとめて条例化しているところが多くある。その辺についてはどのように考えているのか。

森沢建築指導担当参事 既に2回改正を行っておりますので、長くなったということと、わかりづらいということ、さらに専門性が高く細かくなりましたので、単独条例としてお願いしたものです。

城下委員 今後も分野が特殊で専門性が高い場合、単独条例で出てくる可能性が高

	いのか。
森沢建築指導 担当参事	そのようなところまで考えておりませんでした。
秋田街づくり 計画部次長	総務部文書行政課長からもございましたが、専門性や複雑になってきたなど、いくつかの視点がありますが、今後、市民にとってのわかりやすさという観点で、きちんと整理し検討していくということで考えております。
杉田委員	今回は、変更する気はないということか。
森沢建築指導 担当参事	そのとおりでございます。
杉田委員	市民にとってわかりやすいということが一番に検討していきたいとのことだが、どちらの方向に決めるのは今後、検討次第ということか。
森沢建築指導 担当参事	今後、総務部、財務部と協議していきたいと考えております。
大館委員	市民にわかりやすいということは、いつ頃までという目途はあるのか。

轟文書行政課  
長

今後は、制度改正などの機会等を捉えまして、建物関係や審査や認定といった作業があるかどうかでまとめるなど、どのようなまとめ方が市民にとってわかりやすいか検討してまいりたいと考えています。

村上委員

市民にとってわかりやすいか、わかりやすすくないかということと言うと、市民はどのようなやり方でもわかりづらいと思う。今回の議案第28号の長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例と議案第44号の建築基準法関係手数料条例は、そもそも法体系の関係で何が違うのか。なぜ、2本になったかという明確な理由があるのではないか。今回はこのような理由で提出したという根拠がわかるか。議案第28号は建築基準法関連法で、議案第44号は建築基準法関係ということで、ここに大きな違いがあるということである。低炭素についても関連法という位置づけであるとする、建築基準法の一部改正に伴った手数料条例については、建築基準法関係手数料条例を改正し、それ以外のものについては、関係法令であったり、例えば特措法であったり、時限立法であったりするから、これは別建てで提出するなど、そういった整理を考えるということは、今回の条例の提出の仕方もそうだが、そういった論点の議論はあったのか。

森沢建築指導  
担当参事

ご指摘のとおり、まとめるという話は、条例を提出する時に、わかりやすさというより、専門性が高く特殊すぎるという内容が重視されたことで、単独条例にすることをお願いすることになったと思います。

村上委員

建築基準法の中で手数料が定まっていて、建築基準法の改正で変わった手数料については基本の手数料ではない。低炭素や長期優良住宅は、その時代ごとに、その背景があつてできた法律、それに伴つた手数料が発生していくということなので、どちらかという、建築基準法そもそもの条例の内容と、時代背景で出てきた法律もとの手数料条例、あるいは時限立法的に、例えば災害があつた時にこういった手数料にするといったものは、これは分けた方がいいのではないかと思う。逆に言うと、前回の低炭素なども分けて出した方が、整理がつくのではないか。そのような意味では、市民にとっては、長期優良住宅に関する関係の手数料はどうなっているかといえば、この法令に則つた手数料条例ができていると言つた方が、簡単なような気がする。そもそも、この条例をあげていくときに、そういった議論がまず担当課であつたのかということを知りたい。何を根拠にこういった出し方を決めたのか。

森沢建築指導

担当参事

わかりやすさから言いますと、法律名を冠として手数料条例としたものですので、単独条例になっていればわかりやすいのではないかとということでお願ひしました。

村上委員

例えば、建築基準法の一部改正に伴う手数料の改定があつた時と、今回のような関連法令で手数料が変わっているものについては、今の建築基準法の一部改正の条例改正の中に含まれてしまっているもの、関連法令で変

	えてしまったものは、何本あるのか。低炭素はどちらに入れたのか。
糟谷街づくり 計画部長	低炭素は手数料条例です。
村上委員	そのように関連法令で手数料条例に入っているものは何本あるのか。
森沢建築指導 担当参事	長期優良住宅、低炭素、マンション建替え法を別表に入れております。
村上委員	現状では3本だけか。
森沢建築指導 担当参事	そのとおりです。
村上委員	1本は今回の長期優良住宅で、低炭素とマンション建替え法は、所沢市 の手数料条例の中に入っているということか。これをどのように整理して いくかという整理の方向性がある程度決めておく必要があるのではない か。建築基準法の中でやるのか、建築基準法の一部改正に伴う条例の横に そういった関連の法律に伴って手数料条例の法律を入れるのか。そうす ると、一本化するという今まで杉田委員の言っている流れとはまた違う流れ

になってくるので、その辺のところを整理しないとイケない。

杉田委員

そもそも所沢市としては、手数料条例にまとめる方針というか流れできているという解釈である。低炭素などは手数料条例に入れたということなので、その流れからすると、今回の長期優良住宅の方も手数料条例に入れる方が良かったのではないかという考え方をしている。方針をもって進んできたのだから、そこをなぜ今回だけ変えたのか。他市にしてもそういった流れがあった中で、埼玉県や越谷市、新座市、久喜市などは手数料条例に入れているということなので、それをここでまた、単独条例という、新しい方針だったということなら、そういった説明をしていただき、考える余地はあるが、方針は変わっていないにもかかわらず、このようにするというのは、ちょっと違うのではないかということを行っているわけである。

森沢建築指導

建築指導課からお願いしたということは間違いありませんが、そこで、

担当参事

方針ということがわかっていなかったことが一番いけないことなのかと思います。その関係で、このような状態になってしまっていることが現状でございます。

谷口委員

基本スタンスとしては、所沢市の条例全体のたてつけ、手数料関係のもの、方針は変えていないという理解なのか。

林財政課長

先ほども申し上げましたが、財政課の立ち位置としますと、1本の場合  
は財政課でなく所管課になります。今回のような場合には、財政課ももち  
ろん入りますが、総務担当部門と所管課で議論をして決定していくという  
考え方です。

村上委員

一番聞きたいことは、至誠自民クラブで言っていた、手数料条例は一本  
化していくという方針だったのに、なぜ今回こうなったのかということが  
発端である。そういった方針が元々あったと言っているのだから、どこか  
でそういった答弁なり、方針を出したのだと思うのだが、そういったもの  
がちゃんと行政の中の法体系の中であるのかということである。至誠自民  
クラブが主張しているように、そういった方針だったはずだというが、そ  
ういった方針が本当にあったのか。

轟文書行政課  
長

手数料の関係の考え方はさまざまあったと思いますが、今回は市民への  
わかりやすさを考慮いたしまして、3部で協議を行い、単独条例とするこ  
ととしたものです。

村上委員

自由討議を行いたい。

近藤委員長

これより自由討議とすることよろしいか。

(委員了承)

### 【自由討議】

村上委員

先ほどの話の中で言えば、建築基準法と関連法令が出てきたたびに、横出しで法律を作って建築関係はまとめた方が市民にとってはわかりやすいと思う。

杉田委員

手数料条例か建築関係に入れるかというのはどちらかで良いと思っ  
ているが、そもそも方針があったと思う。今回、単独条例というのであれば、  
方針を変える説明がほしい。複雑や専門性が高いなどの理由はあると思う  
が、そもそもの方針があるわけなので、そこに入れてほしかったというこ  
とである。

村上委員

方針はあるが今回は特殊だったので別にしたという説明だった。それで  
よいならばよいし、方針があるのだからまとめるべきだという考え方でこ  
こまで審査を行って、うやむやのまま向こうに下駄を預けるということは  
あまりに能がないと思う。やむを得ないという結論を委員会として出して  
いくのか。建築基準法の新たな関連法令に派生する手数料は、その法律が  
なくなるかもしれないので、個別にした方がいいと思う。特殊性がある  
という理由と、そういった理由でまとめていった方が、市民はわかりやす  
のではないかと思う。

城下委員

委員会で審査している条例の内容については何ら問題ないということ

は前回の委員会の中でも明らかである。出し方について一本化と個別という  
ことで議論をしているわけだが、担当課の説明の中で、何が市民にとっ  
てのわかりやすさなのかということは、委員会として判断するしかない。  
何が何でも一本化するとコンクリートにしていくということも、先ほど村  
上委員が言ったような個別の法律の背景などもあるので、その都度判断し  
ていかななくてはいけない。とはいえ、予備日まで使い審査しており、担当  
課は出し直ししないということなので、今回のこの部分で、どのようにし  
ていくかという方向性を出していければと思う。

村上委員

市の手数料条例に一本化するよう結論を出していくのか。

城下委員

それについてもいいかどうかわからない。

村上委員

それについては委員会でもいいかどうかわからない話である。

城下委員

そこは悩むところである。

村上委員

どこのラインで落としどころを作っていくかという話である。

谷口委員

専門性が高いかどうかということは、委員会でもわからないことであ  
る。建築関係の部分は市の手数料条例とは別の扱いをするという考え方は

理解できる。

城下委員

担当課としては、この方が市民にとってわかりやすいということで悩んだ結果、出しているもので、理解できなくはない。

村上委員

所沢市の手数料条例に一本化していくという方針があるのに、個別にしたのかということも、専門性があるからいいのではないかということでも結論を出すのか。それは今までの方針とは違うのだから、そこは今後考えて整理をつけて下さいというようなことにするのか。

城下委員

方針は、その時々で情勢が変わる場合もあり得る。そこを変えるということまでの答弁はできないわけなので、担当課もそこは悩んでいると思う。

大館委員

市民にわかりやすいということ、どのように解釈するかということではないか。

村上委員

大きく建築基準法があり、そこに伴って手数料が規定されており、一部改正のたびに変わっていくことになる。長期優良住宅や低炭素など政策誘導の法律が出てきて根本の手数料とは違う手数料が発生したときに、これを市の手数料条例の中に入れるということがいいのか、建築基準法条例の別

表のような形で入れた方がいいのか、あるいは単独条例で出した方がいいのかということを考えていくと、条例に一本化する方針があったと言われるとそうかもしれないが、建築基準法そのものの条例と政策誘導的な条例がでてきた場合には個別に出し、それは廃止される可能性もあるわけなので、廃止になったらそれに伴って廃止という形で整理をしていった方がいいのではないか。申請する側も、長期優良住宅でいろいろな補助金申請をする時に、この条例ですよと出された方がわかりやすく、市の手数料条例の一覧の中から探すということは少し無理があるのではないかと思う。方針は方針として、まとめられるものはまとめることでいいが、今回のこの条例のように、どちらかと言えば、前の低炭素も外に出してもらいたいと思う。

杉田委員

会派の考え方は、村上委員の意見とは少し違う。今まで別々で沢山の手数料があり、わかりづらいので、地方分権の進展や市民へのわかりやすさなどの観点から一つにまとめた方がわかりやすいという方向性になり、それを受けてまとめるという方針でまとめてきた経緯があると思っている。実際はどちらがわかりやすいかということは、わからないが、そちらの方がわかりやすいということでまとめられてきた経緯があるので、今回も別個ではなくまとめた方がいいのではないかということである。まとまっていれば、こちらの手数料条例に入っていますよという方が出す方もすぐ出せるという考え方を持っていて、他市もまとめている方が多い。

村上委員                    まとめるといっても別表を加えるだけである。今回の長期優良住宅については、別表5を見てくださいますとの方がわかりやすいということか。

杉田委員                    所沢市だけが、そのような方針をもってやってきたのではなくて、全体的にそのような流れがあってやってきた。

大館委員                    しかし、先ほどの答弁でそのような方針や流れは知らないと言っていた。

城下委員                    方針について、それぞれの部で温度差があるのではないか。

大館委員                    財政課と文書行政課に相談しているわけだから、そのときに市としてこのような流れがあるという話が通常あってもいいと思う。そこで再度、部内で話し合っ、それでもこれはこれを出したいということで出したという答弁はなかった。

村上委員                    行政の立場として地方分権の進展に伴って、市民にわかりやすい手数料条例にしていくという方向性でいくという定めを市として踏襲するしかないかということである。

杉田委員                    そもそも手数料条例というか、あまり条例で決めていなかったようだ。

城下委員

それを今後どうするのかを再確認していくのか、あるいはここで方針を変えるのかということは執行部に考えてもらわないといけない。

村上委員

もう一度、そのときの趣旨について内部で検討してほしい。

**【自由討議終了】**

休 憩 (午前9時44分)

(休憩中に協議会を開催し、今後の審査について協議を行う。)

再 開 (午前10時25分)

**【質 疑】** なし

**【質疑終結】**

**【意 見】**

杉田委員

至誠自民クラブを代表して議案第28号所沢市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例制定について意見を申し上げます。

本市の場合、地方分権の進展や市民へのわかりやすさとの観点から、別個に制定されていた各種手数料条例を手数料条例と建築基準法関係手数料条例に集約した経緯があり、今回の条例制定は、その効力に問題はないと考えますが、市全体の条例体系と照らし、一体性と継続性に欠けている

と言わざるを得ないので、今後の精査をお願いしたいことを申し添えて賛成の意見といたします。

村上委員

所沢市議会公明党を代表して議案第28号所沢市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例制定について賛成の立場から意見を申し上げます。

地方分権の中で、各種手数料が一本化されてきたという背景については理解しております。今回の条例については、これまでの同じような条例、例えば低炭素やマンション関係の条例からすると、一体性に十分な配慮がなかったように思えますので、今後、どのようにしていくのかを整理していただくことを求めて賛成の意見としたいと思います。

赤川委員

民主ネットリベラルの会を代表して議案第28号所沢市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例制定について意見を申し上げます。

今回の条例については、制定過程において条例制定の方針はありながら、それが明確になっていなかったことがわかりました。今後は、条例制定においては、その方針を明確にし、条例制定をしてほしいという意見と、また、今後は執行部において、そして議会においても、その辺の条例制定および体系について、しっかりとした議論をして、今後、条例制定をしてほしい旨、申し添えて賛成意見といたします。

**【意見終結】**

**【採 決】**

議案第28号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行なうこと  
と決定した。

散 会 （午前10時30分）

# 特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

平成28年第1回（3月）定例会

## 建設環境常任委員会

- 1 環境との共生について
- 2 環境保全について
- 3 みどりの保全・公園の整備について
- 4 廃棄物の減量・資源の循環について
- 5 住宅・住環境について
- 6 市街地整備について
- 7 土地利用について
- 8 道路について
- 9 健全な水環境の保全《河川・水路》について
- 10 上水道について
- 11 下水道について